

連載

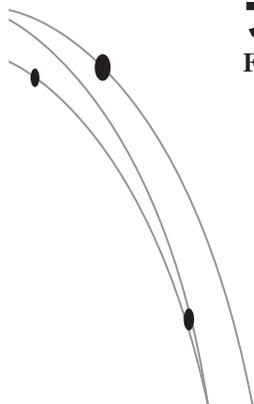
## フィールド・アイ

Field Eye

ニューヨークから——③

北海道大学 池田 悠

Hisashi Ikeda



### ニューヨークと労働法の死にゆく国

ニューヨークという街を知りたければ、ニューヨークを舞台にした海外ドラマよりも、2016年に公開された「ズートピア」というアニメ映画を見るのが良いかもしれない。たった2時間弱のストーリーだが、そこにはまさにニューヨークというアメリカが誇る大都会の理想と現実が詰まっていて、アカデミー賞も納得の仕上がりであった。本作を見ると、異なる人種や民族が共生することの危うさや難しさをアメリカ人も理解しているのだと、妙に納得してしまった。

そんな映画を見ていたニューヨークから成田への直行便フライトは、およそ12時間。最終目的地が札幌だと、成田か羽田での乗継ぎが必要になるため、乗継時間を含めてさらに6時間ほどかかる。当日の航路によっても異なるが、日米間や日欧間の航空路線は、北海道の上空をかすめることが多く、航路図を見ながらここで降りてくれれば早いのに、いつも思う。しかも、大手航空会社の成田から札幌へのフライトは、ここ数年減便続きで、今や1日1～2便しか就航していない。とはいえ、ほとんどの地方都市には、成田便の設定すらないと聞くので、それと比べれば成田便が残っているだけマシかもしれない。成田空港は遠いなどとボヤいていられる東京に住み続けていたら、おそらく一生かかっても分からなかった地方都市の悲哀である。もし、これでアメリカでも日本からの直行便がない地方都市に住んでいたら、所要時間は丸1日を優に超えていたことであろう。想像ただけでお尻や腰が痛くなる。

しかし、そんな貴重な日本からの直行便が就航する

ニューヨークに来てからというもの、色々な人に「ニューヨーク、嫌いでしょ」と言われる。だが、全くそんなことはない。むしろ、アメリカの中では、一番好きな街の1つだと思っている。そうでなければ、人生の貴重な2年間でここで過ごそうとは思わないであろう。それなのに、なぜニューヨークが嫌いだという誤解を受けるのか、自らの言行を振り返ってみると、自らのボヤき癖に原因があるのだろうと思われた。たしかに、在外研究に出てからというもの、会った日本人で私がニューヨークのことをボヤいていない相手はいないであろう。というのも、今の東京と比べると、ニューヨークは、物価が高く、街が汚く、建物が古く、食事が不味く、サービスのレベルが低く、人々が不親切で、インフラも脆弱である。全てがアピールとクレームを前提に成り立っており、誰一人として相手を慮って動いてくれることはない。東京に住んだことがなければ、大都会というのはこんなものかと思ひ込めたかもしれないが、同じ大都会として東京のような街を想像していると、確実にがっかりする街である。

このように、日本人にとっては東京より見劣りする街であるが、ここニューヨークは、おそらくどの国の出身者であっても、それなりに満足して暮らせる環境が整っているという点で驚くべき都市である。まさにズートピアのごとく、共通のバックグラウンドを持たないあらゆる人種や民族が共生し、それぞれの文化や習俗、さらには趣味・嗜好に合わせた暮らしを維持していける環境が整っている。そして、法律に違反しない限り、自らの責任の下に、何をしてもしなくても自由であり、自らのバックグラウンドに縛られる必要もない。日本人であっても、最終的に自己責任であることさえ受け入れれば、日本人らしさのような固定観念はもちろん、日本での常識やマナーにも一切縛られることなく、好きなように暮らすことができる。したがって、現在でもなおニューヨークの方が東京よりも暮らしやすいと感じる日本人は、おそらくよほど日本で窮屈な思いをしてきた人なのであろう。残念ながら、私はそうではなかったようである。

そんな自由の国アメリカを地で行くニューヨークであるが、労働法に関しては、一転してアメリカの中でも規制が強い都市として有名である。ここ2～3年で新たに立法されたものだけでも、最低賃金の大幅な引き上げ、有給の家族休暇の導入、採用時の前職賃金額

の照会禁止など、多種多様な労働法規制が導入されている。程度問題ではあるが、アメリカでは珍しく、労働法が今も生きている街なのである。

渡米前から風の噂で聞いていたことであるが、アメリカの労働法は死にゆく学問である。私の在籍するコロンビア大学ロースクールでも、労働法に対する関心は極めて低く、講義もほとんど開講されていない。要するに、今や労働法は、名門ロースクールにおいて、開講しなくても教育上の支障が生じない程度の位置づけなのである。学問としての重要性の低下は、研究職志望者の関心の低下と大学におけるポスト数の減少をもたらし、若い世代の労働法研究者は管見の限り絶滅危惧種にも近いように思われる。特に、労働組合の組織率が低迷する中、集团的労働関係法（Labor Law）の領域は、学問的な衰退が著しい。数年前、コロンビア大学ロースクールの倒産法の教授をインタビューした際、開口一番、「今さら労働組合関係の法規制を研究して何になるのか」などと逆質問されて戸惑ったものだが、冗談抜きで、“Labor Law”という言葉自体が遠くない将来に消滅するかもしれないと危惧させるほどである。

このような衰退の流れに追い討ちをかけるように、近年、排他的交渉代表たる労働組合が非組合員から組合費相当額を徴収することを禁止する労働権（Right to Work）法を施行する州が増加し、アメリカの労働組合は存亡の危機に瀕しているという。数年前までは、労働権法の急速な広がりに対して、労働法の研究者から、組合員限定代表組合（Members-Only Union）を許容する構想などの対抗策も打ち出されていたが、近年は、その議論もすっかり低調なようである。要するに、学界からも、アメリカの“Labor Law”の衰退に対しては、すっかりお手上げの様相を呈しているのである。

この事態をさらに深刻化させているのは、2017年のトランプ政権の誕生である。ご存知の通り、アメリカでは、政権交代によって労働法政策も大きく変わるのだが、オバマ政権からトランプ政権への移行に伴う労働法政策の変更は、とりわけドラステックなものになるようである。2017年8月、トランプ大統領は、アメリカの労働委員会であるNLRB（全国労働関係局）の局委員会委員として共和党系の Marvin Kaplan 氏を起用し、NLRB の判断の決定権を握る委員の多数派を共和党系の人物で構成させることに成功した。さら

に、2017年11月には、やはりトランプ大統領の起用によって、NLRB の事務総長が共和党系の Peter Robb 氏に交代した。その翌月、交代した Robb 事務総長は、早速、オバマ政権下で形成された NLRB の先例をことごとく見直すことを宣言する覚書を発出した。こうして、昨年末から、NLRB は、オバマ政権時代に形成された労働組合や労働者に有利な自らの先例的判断を、次々に破棄している。このような政権下にあっては、オバマ政権下ですらなし得なかった“Labor Law”の活性化など、夢のまた夢であろう。

そこで、昨今、進歩的な都市では、当該都市レベルで独自に“Labor Law”の活性化を試みる取組みを実施している。まず、シアトル市では、2015年、車の運転手を使用する会社について、当該運転手が労働者であるか独立自営業者であるかにかかわらず、当該運転手が過半数の支持を以って代表と決定した労働組合との団体交渉を義務づける条例を制定した。しかし、当然、最も影響を受ける Uber などライド・シェアリング事業者は猛反発し、条例を無効化すべく連邦裁判所に提訴したため、条例は未だ施行できずにいるようである。一方、ニューヨーク市でも、独自に“Labor Law”を活性化させる動きがある。まず1つは、2015年に、洗車業の労働者について、労働組合によって組織化されている場合に限り、当該業者が市に収める保証金を大幅に割引く条例が可決された。これにより、労働者の組織化を容易にする狙いがあったとされるが、やはり洗車業者から訴えられ、2017年に同条例を無効とする連邦地裁の判断が示されたため、同条例も施行されるには至っていない。さらに、2017年には、ファストフード業の労働者について、非営利・非組合の労働者扶助組織に寄付をする場合、労働者が望めば自らの給与から天引きして直接に支払うよう使用者に義務づけることを可能とする条例が可決された。しかし、この条例も、ファストフード業者の反発から、その有効性をめぐって訴訟に発展しており、やはり施行には至っていない。このように、都市レベルでの活性化の試みも現段階では成功したと言いが難しく、アメリカの“Labor Law”を取り巻く環境は、ますます厳しさを増している。

いけだ・ひさし 北海道大学大学院法学研究科准教授。  
最近の主な論文に「不当労働行為における使用者」日本労働法学会編『講座 労働法の再生 第1巻』（日本評論社、2017年）。労働法専攻。